◇**行政機関職員定員令の一部を改正する政令**（政令第一〇四号）（内閣官房）

1　平成二八年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**内閣官房組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇五号）（内閣官房）

1　内閣参事官の定数を八七人とすることとした。（第八条第三項関係）

2　平成二八年三月三一日まで置かれる内閣参事官二人の存置期限を撤廃することとした。（旧附則第五項関係）

3　この政令は平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇六号）（内閣府本府）

1　大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化参事官一人を置くこととした。（第九条第一項及び第二項関係）

2　大臣官房及び本府に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第九条第四項、第二〇条及び附則第八条関係）

3　大臣官房に置かれる審議官のうち一人の設置期間を平成三二年三月三一日までとすることとした。（附則第七条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇七号）（個人情報保護委員会）

1　個人情報保護委員会事務局に置かれる参事官を二人とし、参事官の職務に係る規定等を改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**宮内庁組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇八号）（宮内庁）

1　長官官房に、宮務参事官一人を新設することとした。（第三条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令**（政令第一〇九号）（公正取引委員会）

1　官房にサイバーセキュリティ・情報化参事官一人を新設することとした。（第六条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**金融庁組織令の一部を改正する政令**（政令第一一〇号）（金融庁）

1　総務企画局に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第七条関係）

2　総務企画局に置かれる審議官のうち一人を廃止することとした。（附則第四条関係）

3　総務企画局に置かれる参事官のうち一人の設置期限を撤廃し、一人の設置期間を平成三一年三月三一日までに改めることとした。（附則第五条関係）

4　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、1の改正規定は、同年七月一日から施行することとした。

◇**消費者庁組織令の一部を改正する政令**（政令第一一一号）（消費者庁）

1　消費者政策課の所掌事務の一部を総務課へ移管することとした。（第五条及び第六条関係）

2　総務課の所掌事務に課徴金の徴収事務を新たに追加することとした。（第五条及び第一二条関係）

3　審議官の設置期限を撤廃することとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**総務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一一二号）（総務省）

1　大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を設置することとした。（第一八条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**法務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一一三号）（法務省）

1　大臣官房に置かれるサイバーセキュリティ・情報化審議官を一人新設することとした。（第一二条関係）

2　大臣官房に置かれる審議官を一人増設することとした。（第一二条及び附則第二項関係）

3　民事局に置かれる参事官を一人増設することとした。（第一三条及び附則第四項関係）

4　保護局に置かれる参事官を一人廃止することとした。（第一三条関係）

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**外務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一一四号）（外務省）

1　大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化参事官を置き、その所掌事務を定めることとした。（第一七条関係）

2　経済局国際貿易課及び経済連携課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第六六条及び第六七条関係）

3　国際協力局国別開発協力第二課及び国別開発協力第三課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第七七条及び第七八条関係）

4　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**財務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一一五号）（財務省）

1　財務省の所掌事務の円滑な運営に資するため、大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を設置することとした。（第一一条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**文部科学省組織令の一部を改正する政令**（政令第一一六号）（文部科学省）

1　大臣官房にサイバーセキュリティ・政策評価審議官一人を置き、その所掌事務を定めることとした。

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第一一七号）（厚生労働省）

1　社会・援護局の所掌事務に、戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関することを追加することとした。（第一一条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第一一八号）（厚生労働省）

1　社会・援護局及び同局障害保健福祉部企画課の所掌事務について、「自殺対策の大綱」の名称を変更する等の改正を行うこととした。（第一一条第一項及び第一〇九条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**農林水産省組織令の一部を改正する政令**（政令第一一九号）（農林水産省）

1　大臣官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官を置くこととした。（第一二条関係）

2　中国四国農政局の総務部を廃止することとした。（第九二条関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**経済産業省組織令の一部を改正する政令**（政令第一二〇号）（経済産業省）

1　大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置くこととした。（第一二条関係）

2　大臣官房に置かれる参事官を一四人とすることとした。（第一三条関係）

3　資源エネルギー庁電力・ガス事業部並びに同部政策課及びガス市場整備課の所掌事務を変更することとした。（第一〇九条、第一二五条及び第一二六条関係）

4　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、第一二条及び第一三条の規定は、同年五月一日から施行することとした。